よくわかる税金

Part.1 基本編

国税と地方税の種類

課税の種類	国税	地方税	
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 森林環境税 復興特別所得税	住民税 事業税	
消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガ機燃料税 石油開発 関連重量税 自動車重量税 自動車重光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油取引税 自動車税 軽自動車税 鉱区税 狩猟税 鉱産税 入湯税	
資産課税など	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産所得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所得税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税	※財務省資料より
		国民健康保険税 法定外目的税	

所得控除と税額控除

所得税を計算するときに個人的な事情を加味して税負担を調整するのが**所得控除** 所得税額から一定の金額を控除するのが**税額控除**

所得控除

雑損控除	所得の10%を超える損害について
医療費控除	10万円を超える医療費を払った場合
社会保険料控除	保険料の全額
小規模企業共済等掛金控除	掛金・iDeco掛金の全額
生命保険料控除	一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・ 介護医療保険料控除
地震保険料控除	保険料または掛金の全額(上限5万円)
寄付金控除	所得金額の40%を上限とし 一2千円
障害者控除	27万円(特別障害者は40万円)
ひとり親控除・寡婦控除	35万円(一定の寡婦は27万円
勤労学生控除	27万円
配偶者控除	配偶者の所得金額が48万円以下の時0~38万円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額が48~133万円の時 1 ~38万円
扶養控除	成年扶養親族1人につき38万円
基礎控除	納税者につき0~48万円

税額控除(主なもの

配当控除	配当所得の10%
住宅ローン控除	個人が住宅ローンなどを 利用してマイホームの 新築・所得などをして 一定の条件を満たしたとき
住宅耐震改修特別控除	一定の耐震改修を行ったとき
住宅特定改修特別税額控除	バリアフリー改修や省エネ工事など 一定の要件を満たしたとき

所得の種類

どのようにしてその所得を得たかで税負担を調整し、以下の10種類に分類される。

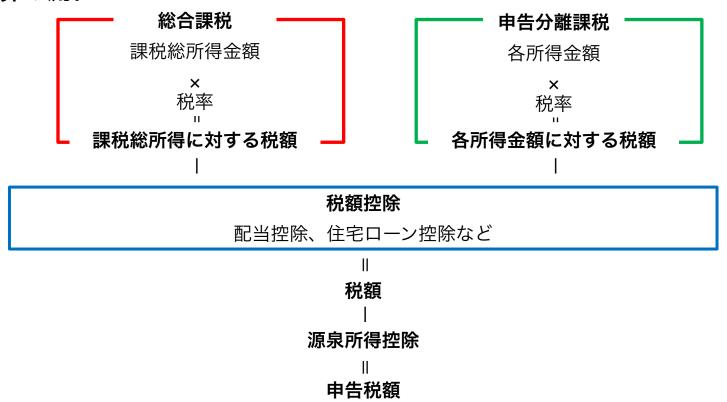
利子所得	預貯金などの利子	利子所得の金額=利子収入
配当所得	 法人から受け取る株式の配当金など 	収入金額一元本を取得するために借入金の利息
不動産所得	土地や家屋を貸して得られる地代や家賃収入など	収入金額一必要経費
事業所得	農業や漁業、製造業や小売業などの 事業を経営して得られる所得	収入金額一必要経費
給与所得	サラリーマンが受け取る給料やボーナス	給与収入一給与所得控除
退職所得	退職金や退職一時金	(退職金収入一退職所得控除)/2
山林所得	所有期間が5年を超える山林を伐採し 譲渡などによる所得	収入金額一必要経費一特別控除(50万円)
譲渡所得	不動産や金、ゴルフ会員権などの資産を 売却して得た所得	総収入金額一取得費一譲渡費用一特別控除額
一時所得	懸賞金など継続性のない一時的な所得	{収入金額-収入を得るための費用-特別控除(50万円)}/2
雑所得	上記に当てはまらない所得(公的年金、副業、原稿 料、FX、先物取引などによる収入)	・年金収入一公的年金等控除 ・収入金額一必要経費

課税方法の違い

課税方法は総合課税と申告分離課税の2つに大別される。

利子所得	源泉分離課税	退職所得	申告分離課税
配当所得	総合課税もしくは申告分離課税	山林所得	申告分離課税
不動産所得	総合課税	譲渡所得	申告分離課税(土地建物など) 総合課税(それ以外)
事業所得	総合課税	一時所得	総合課税
給与所得	総合課税	雑所得	総合課税もしくは申告分離課税

税額計算の流れ



所得税の原則

働いて得た収入のうちから、必要経費を差し引いた金額を**所得**という

同じ所得金額でも扶養家族の人数や、病気などの個人の事情によって公正にするために、 税負担を考慮する仕組み、**所得控除**がある。

そのため、税金がかかるのは所得からではなく、さらに所得控除を差し引いた部分に課税される。

 所得
 一
 所得控除
 =
 課稅所

 除
 得金額

- ①基準所得税額=課税所得金額(A)×税率(B)一控除額(C)
- ②復興特別所得稅額=基準所得金額×2.1%
- **③所得税額**=①+②

課税される所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	基準所得税額=A×B-C
195万円以下	5%	0円	(A)×5% - 0円
195万円~330万円	10%	97,500円	(A)×10% - 97,500円
330万円~695万円	20%	427,500円	(A)×20% - 427,500円
695万円~900万円	23%	636,000円	(A)×23% - 636,000円
900万円~1,800万円	33%	1,536,000円	(A)×33% - 1,536,000円
1,800万円~4,000万円	40%	2,796,000円	(A)×40% - 2,796,000円
4,000万円~	45%	4,796,000円	(A)×45% - 4,796,000円

サラリーマンの給与所得

給与所得金額 = 給与収 入 給与所得控除

給与などの収入金額	給与所得控除額	
162.5万円以下	55万円	
162.5万円~180万円	収入金額×40%-10万円	
180万円~360万円	収入金額×30%+8万円	
360万円~660万円	収入金額×20%+44万円	
660万円~850万円	収入金額×10%+110万円	
850万円~1,000万円	10F TO	
1,000万円以上	195万円	

例)年収500万円の場合

- ・給与所得控除額(p.7)=収入金額×20%+44万円=144万円
- ・給与所得金額(p.7)=500-144=356万円
- ・控除額(p.3)=基礎控除:48万円

 +社会保険料控除(1年間に支払った、または給与から差し引かれた社会保険料の全額):80万円
- ・課税所得金額=給与所得金額(356万円)一所得控除額(128万円)=228万円
- ・所得税の計算(p.6):228万円×10% 97,500円=**13,0500円**

いかに控除を増やして、節税するかは次回に... (生命保険料控除、住宅ローン控除、寄付控除etc)

源泉徴収・年末調整・確定申告の関係

毎月の給与から税金が天引きにより**源泉徴収**された後、**年末調整**で再計算することで 適切な税額が決まる。これにもれたものを処理するのが**確定申告**である。

源泉所得税額の合計 > 実際の所得税額 ⇒ 過納付額の還付

源泉所得税額の合計 < 実際の所得税額 ⇒ 不足額の徴収

源泉所得税と毎月の給与の合計は一致しないのが当たり前

還付金の発生原因

給与所得の変動	税額表は年間を通して毎月の給与額が変動しないものとして簡略化されているため、 残業が多かった、昇給したなどの理由で変動する。
年の中途で結婚した場合	結婚して配偶者控除が受け取れるようになったとしても、 会社はさかのぼって源泉所得税額を修正しないため
一定の障害者の場合	本人、配偶者、扶養家族に障害者がいる場合は、控除額が税額表に含まれていないので、 年末調整で精算する必要がある。
年の中途で親を養うことになった場合	扶養親族の数に変動があったことによって、年末調整で還付が発生する。
ボーナスの支給額の変動	ボーナスの支払いに天引きされる源泉所得税額は前月分の給与を参考にしているため
年末調整で一括控除する場合	配偶者特別控除、生命保険料控除、地震保険料控除などは年末に一括して控除する。

確定申告

〇サラリーマンで確定申告しなければいけない人

- ・1か所の会社から給与を受けていて、家賃や原稿料などの給与所得以外の所得が20万円以上の人
- ・2か所以上の会社から給与や賞与の支払いを受けている人
- ・給与、賞与の収入金額が2,000万円以上の人
- ・同族会社の役員などで、不動産の貸し付けなどによる家賃収入がある人
- ・災害により被害を受けて、災害減免法により還付を受けた人
- ・源泉徴収の規定が適用されない給与や賞与を受けている人

〇確定申告した方が得な人

- ・一定の新築住宅および既存住宅を取得したために、住宅ローン控除を受けられる人
- ・一定額(10万円)以上の医療費を支出して、医療費控除が受けられる人
- ・配当所得があるために、配当控除を受けられる人
- ・特定寄付金(ふるさと納税など)を支出したために、寄付金控除が受けられる人
- ・災害や盗難、横領により雑損控除が受けられる人